

平成 26 年度 スーパーグローバルハイスクール 審査要項

平成 26 年 2 月 5 日
スーパーグローバルハイスクール企画評価会議

「スーパーグローバルハイスクール」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、高等学校及び中高一貫教育校(中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校(以下「高等学校等」という。))の管理機関(国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する都道府県・指定都市教育委員会、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。)から申請されたグローバル・リーダーの育成に関する構想(以下「構想」という。)について、教育活動の実績を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性の評価により行う。

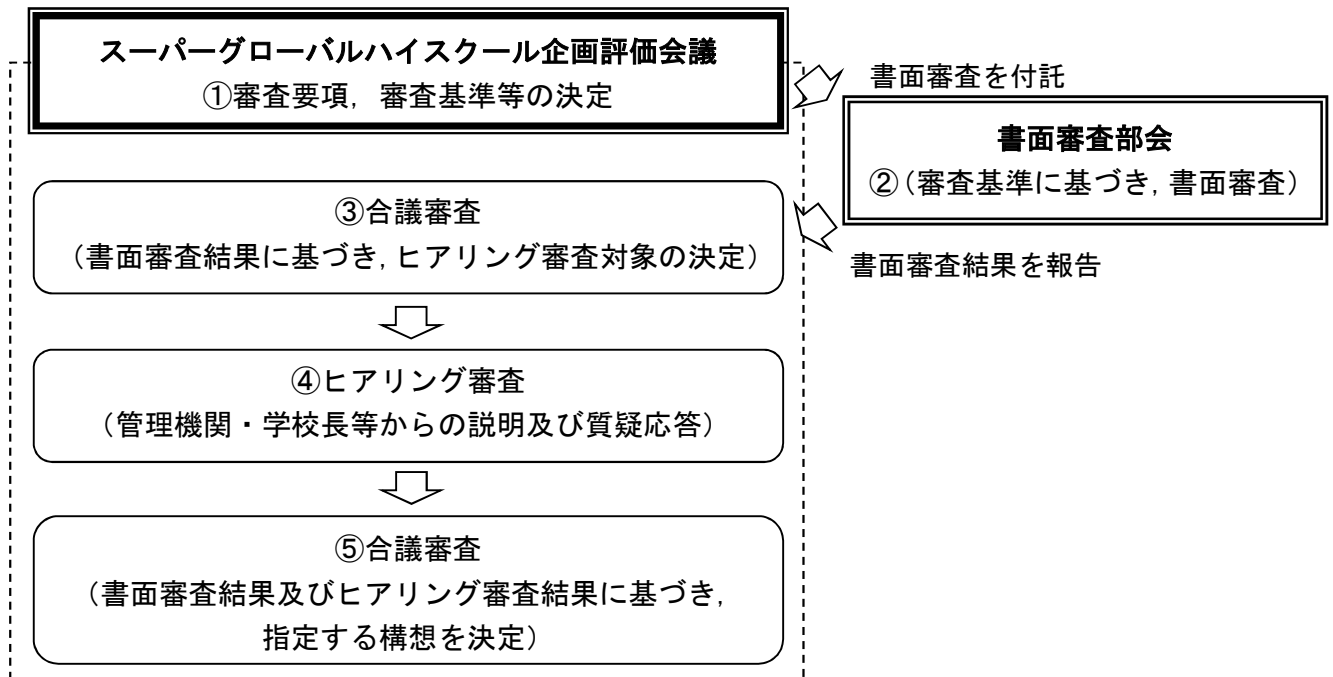
なお、指定に際しては審査の評点順とするが、構想の多様性を確保する観点から、取組の特徴、地域性及び国公私のバランスにも配慮する。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「スーパーグローバルハイスクール企画評価会議」(以下「企画評価会議」という。)及びその下に書面審査部会を設置する。
- ② 書面審査部会においては、「書面審査」を実施する。ただし、申請校数が指定予定校数の2倍以下の場合又は2倍以上であっても文部科学省が適当と認める場合は、書面審査を実施しないこととする。
- ③ 企画評価会議においては、書面審査部会の審査結果を踏まえ、ヒアリング審査の対象とする構想を決定するとともに、「ヒアリング審査」を実施し、指定する構想の決定を行う。

<審査の手順>



(2) 書面審査の進め方

① 書面審査

書面審査部会は，高等学校等の管理機関から提出されたスーパーグローバルハイスクール構想調書について，審査要項，審査基準に基づき，書面審査を行う。

② ヒアリング審査対象の選定

- ・ 企画評価会議は，構想調書の内容及び書面審査結果を基に，合議によりヒアリング対象を選定する。ヒアリング件数は指定予定件数の2倍程度を予定しているが，申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。
- ・ 書面審査において，下記「3. 審査の観点」の各項目に最も低い評価の項目がある構想については，慎重に審査を行うこととする。

(3) ヒアリング審査の進め方

① ヒアリング審査

- ・ 企画評価会議は，ヒアリング審査実施要領に基づき管理機関及び学校長等からヒアリング審査を実施する。
- ・ 企画評価会議協力者は，ヒアリング審査実施要領に基づき，構想毎（ごと）にヒアリング審査評価書に評価結果を記入する。その際，書面審査の評価結果を参考とする。

② 指定する構想の決定

- ・ 企画評価会議は，ヒアリング審査の評価結果をもとに，指定すべき構想を決定する。その際，必要に応じて構想についての改善のための条件又は意見を付すことができる。

3. 審査の観点

本事業の指定に当たっては、別紙の審査項目①～⑦の事項に沿って評価を行う。なお、評価に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、構想内容と各事項の適合性について評価する。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価会議及び書面審査部会の審議内容の取扱い

各構想の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果及び指定された構想は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 協力者の氏名について

企画評価会議及び書面審査部会協力者の氏名については、学校指定後に公表することとする。

5. 協力者の遵守事項

(1) 利害関係の排除

申請された構想に直接関係する協力者は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する構想の書面審査及びヒアリング審査を行わない。また、企画評価会議における当該構想の個別審議に加わることはできない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 協力者が当該学校、管理機関又は連携機関に在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ その他協力者が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申出について座長が利害関係者に該当するか否かを判断する。

(2) 秘密保持

- ・ 審査の過程で知り得た個人情報及び対象高等学校等の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- ・ 協力者として取得した情報（構想調書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

スーパーグローバルハイスクール 審査の観点

審査項目① 構想の目的等

- ① 構想の目的及びグローバル・リーダー像は、明確かつ具体的に設定されているか。

審査項目② 達成目標、具体的目標の設定

- ① 本構想における定量目標（卒業時に生徒が習得すべき具体的能力を含む。）は、これまでの実績を考慮した上で、実現可能性を損なわない範囲で挑戦的な目標値が設定されているか。
- ② 本構想における定性目標（卒業時に生徒が習得すべき具体的能力を含む。）は、その達成条件や達成時期が判断できる程度の具体的なものとなっているか。

審査項目③ 管理機関の取組

- ① 管理機関の考えや戦略が明確かつ本事業の目的に沿ったものとなっているか。
- ② 管理機関による支援の取組が、本計画を実施するに当たり適切な規模、量等となっているか。
- （考えられる取組例）
- ・国費に上乗せした独自の支援や取組の実施
 - ・外部機関との連携推進の支援
 - ・継続的な取組を行うための教員の人事面における配慮
- ③ 管理機関による事業の管理方法・体制は適切か。
- ④ 管理機関による成果普及の取組は適切か。
- ⑤ 本事業終了後も、管理機関が責任をもって必要な取組を継続する予定か。

審査項目④ 研究開発体制・評価等

- ① 学校長の下、学校全体として組織的に研究開発に取り組む体制や、それを支援する体制が整備されているか。特に、同一校において、国の他事業に加えて実施することを希望する場合、複数の取組を着実かつ適切に実施するために必要な体制が整備されているか。
- （考えられる重複事業例）
- ・スーパーサイエンスハイスクール
 - ・研究開発学校
 - ・国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育の推進に関する調査研究
- ② 研究開発成果の進捗管理や定期的な確認、情報発信等、成果を検証・評価・普及するための具体的な計画・方法が明確にされているか。また、評価の専門家等の支援を得られるようにしているか。

【加算項目】

- ③ これまで、教育課程等の研究開発に関する組織体制整備の実績があるか。

【幹事希望校のみの追加要件】

- ① 全 SGH 校の中核的な存在として、各 SGH 校と連携し、適切に情報共有を図るための組織体制が整備されているか。

審査項目⑤ 経費

- ① 研究開発計画を実施するのに適切な経費の計上となっているか。
- ② 同一校において、国の他事業による支援がある場合、本事業において行う取組が、他事業によって支援されていないか。
(考えられる重複事業例)
 - ・スーパーサイエンスハイスクール
 - ・研究開発学校の指定
 - ・国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育の推進に関する調査研究

審査項目⑥ 研究開発計画

- ① 現状の分析を行い、研究開発内容との関係が明確な仮説が適切に設定されているか。
また、これまでに類似の取組を実施している場合、当該取組を発展させる取組又は新たな取組を計画しているか。
- ② 研究開発計画は、分析、実施内容、実施方法、連携先の学校や機関、スケジュールなどが具体的に策定され、実現可能なものとなっているか。
- ③ 研究開発計画は、目標達成のための方策として、年次毎に明確かつ5年間を通して系統立っているか。また、高等学校の入学から卒業までの期間をかけた研究開発となっているか。(最終学年においても、SGHの取組が行われているか。)
- ④ 仮説を検証する上で実施対象(対象とする生徒数の規模、学科・コース間の比較)の設定は適切か。

【加算項目】

- ⑤ これまで先進的な課題研究等の実績があり、分析・評価が行われ、当該結果を踏まえた実践的な研究開発計画となり、確実な成果が見込めるものとなっているか。

審査項目⑦ 研究開発内容

<全体について>

- ① 学校設定教科・科目を含め、学校の取組が、グローバルな社会・ビジネスに関する課題を題材とした課題研究を通じ、現代社会に対する関心と深い教養、論理的思考力、批判的思考力、コミュニケーション能力、問題解決力、行動力等を育成するための先進的な教育課程の研究開発として、ふさわしいものになっているか。また、併せて課題研究を効果的に推進するための教材開発が計画されているか。
- ② それぞれの取組が相互に関連することで相乗効果を生み出し、全体として効果的な取組が計画されているか。
- ③ 同一校において、国の他事業に加えて実施することを希望する場合、それぞれの事業の趣旨及び目的を適切に整理した上で効果的な取組が計画されているか。

<課題研究内容について>

- ④ 具体的にグローバルな社会・ビジネスに関する課題を設定し、計画的な課題研究が実施される内容となっているか。

＜課題研究を実施するための取組について＞

- ⑤ 課題研究の実施に当たり、グループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、プロジェクト型学習等の手法（英語によるものも含む。）や、フィールドワークや成果発表等のための海外研修等が、効果的に計画されているか。また海外研修は、より多くの意欲と能力のある生徒が参加できる取組となっているか。
- ⑥ 課題研究の実施に当たり、国内外の大学や企業、国際機関等との定常的な連携により、専門性の高い指導（外国語による指導を含む。）や高大接続の改善を図るための取組、実社会との関わりにより社会貢献の意義や実感を芽生えさせる取組が計画されているか。
- ⑦ 外国語教育に関する取組が計画されている場合、当該内容は課題研究との関連性が明確であり、課題研究に取り組むために必要な能力として効果的な取組が計画されているか。

【加算項目】※該当すると判断できる計画がある場合のみ評価

- ⑧ 研究開発全体の内容や、課題研究内容が独自のものであり、地域や学校の特性を生かし、工夫された内容となっているか。
- ⑨ 本事業による取組が、独自の取組と併せて、学校全体の授業改善や教員及び生徒の意識改革を促すものとなっているか。
- ⑩ 課題研究内容と関連して、生徒が、将来留学したい又は国際的に活躍したいといった自らの将来のビジョンを明確化し、自律的なキャリアデザインを促すための効果的な取組が計画されているか。
- ⑪ 課題研究内容と関連して、日本の良さや伝統文化への理解を深めるための効果的な取組が計画されているか。

【幹事希望校のみの追加要件】

- ① 全 SGH 校の中核的な存在として、各 SGH 校と連携し、適切に情報共有を図るためのネットワークの構築及び情報共有の機会を創出しているか。
- ② SGH 全体の課題やニーズについて把握し、今後の改善のための方策を行っているか。

平成 26 年度 スーパーグローバルハイスクール 審査基準

平成 26 年 2 月 5 日
スーパーグローバルハイスクール企画評価会議

スーパーグローバルハイスクールの審査において、審査項目ごとの審査基準等を以下のとおり定める。

1. 書面審査

(1) 書面審査の評点

書面審査は、スーパーグローバルハイスクール審査要項（以下「審査要項」という。）の「3. 審査の観点」の各要素との適合性を踏まえつつ、「下記（3）書面審査項目と審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

(2) 各評点の所見等

- ① 書面審査の所見は、ヒアリング審査対象校の選定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。
特に、下記「（3）書面審査項目と審査の観点」の各項目の評点で、「5・2・1」の評点を付した場合及び加算項目について評価した場合は、どの点が優れているのか、又は、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 書面審査項目の記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を1とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ③ 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。

(3) 書面審査項目と審査の観点

書面審査は、審査要項別紙の審査項目①～⑦にある各項目に沿って行い、それぞれに

ついて以下のとおり評点を付すこと。なお、各審査項目の審査に当たっては、これまでの取組実績を踏まえた実現可能性や構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、更に本事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。

【評点の基本的考え方】

- ・審査を担当する構想の各審査項目に付す評点（５～１）の配分については、申請状況を勘案し、その割合の目安を決定する。
- ・各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評点に重み付けをする。

＜390 点満点（幹事希望校の場合は 430 点）＞

審査項目	評点 係数	5	4	3	2	1
① 構想の目的等（①）	2	10	8	6	4	2
② 達成目標、具体的目標の設定（①，②）	4	20	16	12	8	4
③ 管理機関の取組（①～⑤）	2	10	8	6	4	2
④ 研究開発体制・評価等（①～③，幹事校要件①）	2	10	8	6	4	2
⑤ 経費（①，②）	2	10	8	6	4	2
⑥ 研究開発計画（①～⑤）	3	15	12	9	6	3
⑦ 研究開発内容（①～⑪，幹事校要件①，②）	3	15	12	9	6	3

（４）ヒアリング審査対象となる構想の決定

ヒアリング審査対象となる構想は、書面審査の結果を踏まえた評点順とするが、構想の多様性を確保する観点から、取組の特徴、地域性及び国公私のバランスにも配慮し、総合評価を以下の区分により選定する。

区分	評価
○	ヒアリングを実施する。
×	ヒアリングを実施しない。

2. ヒアリング審査

（１）ヒアリング審査の評点

ヒアリング審査は、スーパーグローバルハイスクールヒアリング実施要項に基づき企画評価会議において実施することとする。なお、その際、書面審査の結果を参考に、以下の５段階の区分により判断することとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

（２）各評点の所見等

- ① ヒアリング審査の所見は、指定すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「（３）ヒアリング審査項目と審査の観点」の各項目の評点で、「５」の評点を付した場合、どの点が優れているのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。

（３）ヒアリング審査項目と審査の観点

ヒアリング審査は、審査要項別紙の審査項目①～⑦に沿って行い、それぞれについて以下のとおり評点を付すこと。なお、各審査項目の審査に当たっては、これまでの取組実績を踏まえた実現可能性や構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、更に本事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。

【評点の基本的考え方】

- ・審査を担当する構想の各審査項目に付す評点（５～１）の配分については、申請状況を勘案し、その割合の目安を決定する。
- ・各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評点に重み付けをする。

<360 点満点（幹事希望校の場合は 460 点）>

審査項目	評点 係数					
		5	4	3	2	1
① 構想の目的等	8	40	32	24	16	8
② 達成目標、具体的目標の設定	16	80	64	48	32	16
③ 管理機関の取組	8	40	32	24	16	8
④ 研究開発体制・評価等（幹事校要件あり）	8	40	32	24	16	8
⑤ 経費	8	40	32	24	16	8
⑥ 研究開発計画	12	60	48	36	24	12
⑦ 研究開発内容（幹事校要件あり）	12	60	48	36	24	12

（４）ヒアリング審査結果に基づく指定すべき構想の決定

企画評価会議は、全ヒアリング審査終了後、書面審査及びヒアリング審査の評点を踏まえ、以下の区分により指定すべき構想を決定する。その際、必要に応じて構想についての改善のための条件又は意見を付すことができる。

区分	評価
○	指定する。
×	指定しない。

平成 26 年度 スーパーグローバルハイスクール ヒアリング審査実施要項

1. ヒアリング審査の体制

ヒアリング審査は、企画評価会議協力者のうち 3 名以上によって行い、オブザーバーとして文部科学省視学官又は国立教育政策研究所教育課程調査官が同席することができる。

2. ヒアリング審査の進め方

(1) 時間の配分

- ・管理機関及び学校長等からの説明 7 分以内
- ・質疑応答 13 分以内

(2) 説明者

- ・説明者は、申請内容等について責任をもって説明できる者とする。
- ・出席者は、構想ごとに、原則として管理機関、学校長及び実施責任者（教職員に限る。）を含めて 3 名とする。

(3) 説明内容及び資料

- ・構想調書に基づき、別途定める書式で作成された資料により説明を行う。

3. ヒアリング審査に当たっての留意事項

- (1) 管理機関及び学校長等からの説明が終了した後、質疑応答を行う。
- (2) 質疑応答では、効率性の観点から、書面審査結果及び説明された内容等のうち、更に明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとし、構想調書に記載されている内容を改めて質問することはできる限り避けることとする。
- (3) 協力者は審査要項及び審査基準に基づき、構想ごとにヒアリング審査評価書に評価結果を記入する。ヒアリング審査の評価結果については、事務局にて集計し、取りまとめる。

4. ヒアリング審査出席者への注意事項

- (1) 説明者は、進行状況により開始時間が早まることを想定して、当該ヒアリング審査開始 30 分前にヒアリング審査控室に参集すること。
- (2) 説明時間が限られているため、説明はできるだけ簡潔に行うこと。
- (3) ヒアリング審査内容の録音及び録画は禁止する。